

障害者雇用促進法の改正の概要

働く障害者、働くことを希望する障害者を支援するため、障害者の就業機会拡大を目的とした各種施策を推進するべく、障害者雇用促進法が改正されました（平成 17 年法律第 81 号）。

以下、法律改正の概要について、説明いたします。

障害者の就業機会の拡大をめざして

精神障害者に対する雇用対策の強化

- 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）を雇用率の算定対象にします（法定雇用率は現行（1.8%）通り）。

在宅就業障害者に対する支援

- 自宅等で就業する障害者を支援するため、企業が仕事を発注することを奨励します（発注元企業に特例調整金等（障害者雇用納付金制度）を支給）。
- 企業が在宅就業支援団体を介して在宅就業障害者に仕事を発注する場合にも、特例調整金等を支給します。

障害者福祉施策との有機的な連携

- 障害福祉施設体系の改革とあいまって、障害者雇用促進施策と障害者福祉施策の有機的な連携を図ります。

※ 以上のほか、特例子会社に係る調整金・報奨金の支給先の範囲拡大その他所要の改正を行います。

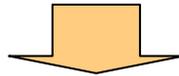
【施行期日】 平成18年4月1日（ただし、一部については平成17年10月1日）

精神障害者に対する雇用対策の強化

- 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）を各企業の雇用率（実雇用率）に算定することとします。
 - なお、法定雇用率（1.8%）は現行通りとします。
- ※ プライバシーに配慮した障害者の把握・確認のため、ガイドラインを作成することとしています。

【現行制度】

$$\text{各企業の雇用率算定 (実雇用率)} = \frac{\text{雇用する身体障害者・知的障害者の数}}{\text{雇用する常用労働者の数}}$$



【改正後】

$$\text{各企業の雇用率算定 (実雇用率)} = \frac{\text{雇用する身体障害者・知的障害者の数} + \text{雇用する精神障害者の数 (※)}}{\text{雇用する常用労働者の数}}$$

※短時間労働（20 時間以上 30 時間未満）の精神障害者についても 0.5 人分とカウントし、実雇用率に算定。

（参考 1）法定雇用率の算定式

$$\text{法定雇用率 (1.8\%)} = \frac{\text{身体障害者・知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者・知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※法定雇用率は現行（1.8%）のまま。

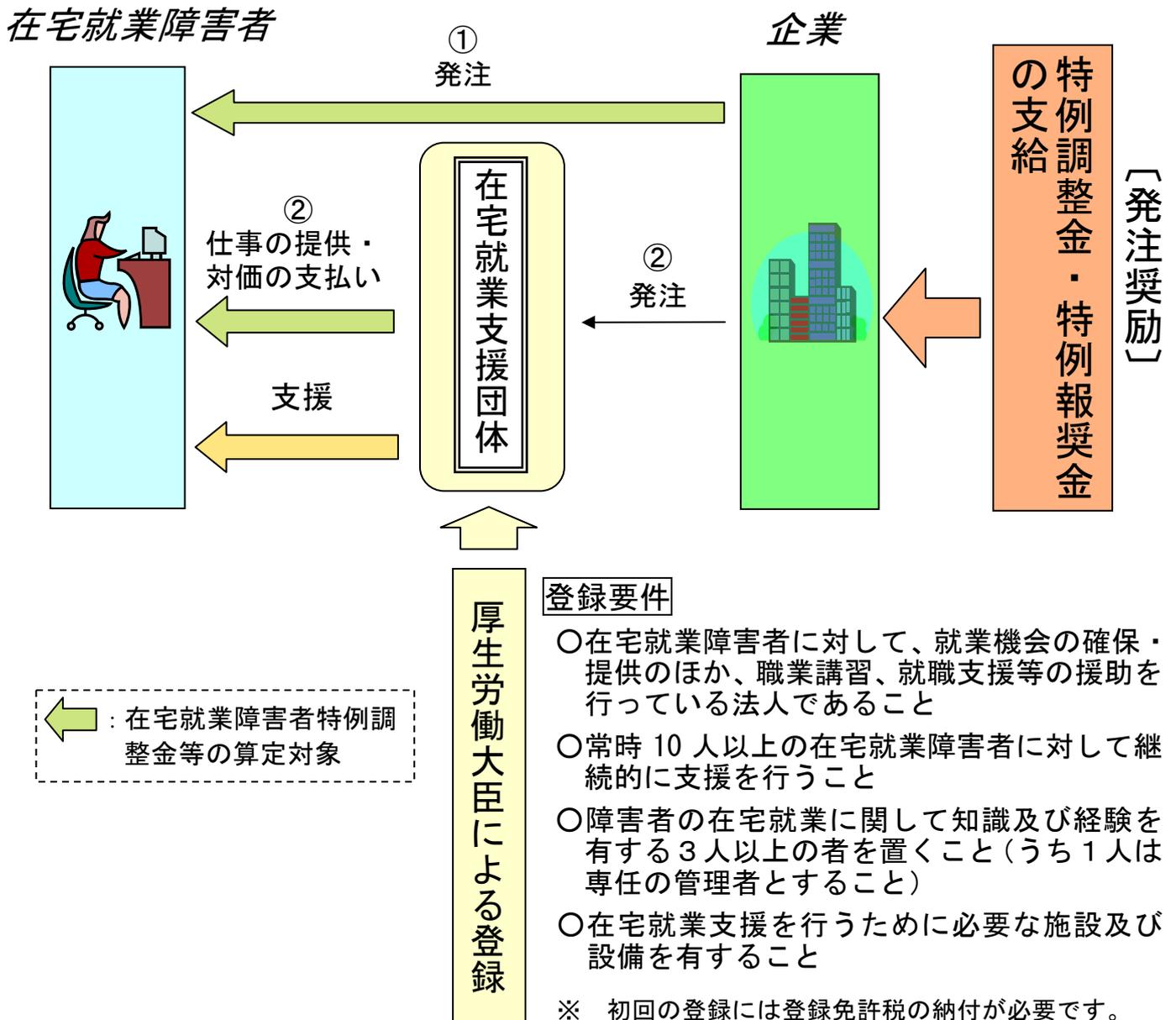
（参考 2）改正後の雇用率適用（例）

【常用労働者 1,000 人の企業の場合】



在宅就業障害者に対する支援

- 在宅就業障害者（自宅等において就業する障害者）に仕事を発注する企業に対して、障害者雇用納付金制度において、特例調整金・特例報奨金を支給します。（①の発注のケース）
 - 企業が在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する支援を行う団体として厚生労働大臣に申請し、登録を受けた法人）を介して在宅就業障害者に仕事を発注する場合にも、特例調整金・特例報奨金を支給します。（②の発注のケース）
- ※ 特例調整金等の支給事務は、障害者雇用納付金、障害者雇用調整金等と同様、高齢・障害者雇用支援機構において取り扱います。



◎発注奨励策の対象となる在宅就業の実例 ～ I T 関連業務（ホームページ作成）の場合～

(i) 在宅就業支援団体は、企業から受注したホームページ作成の業務を、請負契約（在宅就業契約）に基づき、在宅就業障害者に提供します。

(ii) 在宅就業障害者は、在宅就業支援団体から相談等の援助を受けながら、ホームページ作成の業務を行い、在宅就業支援団体に対して作成したホームページを納品します。

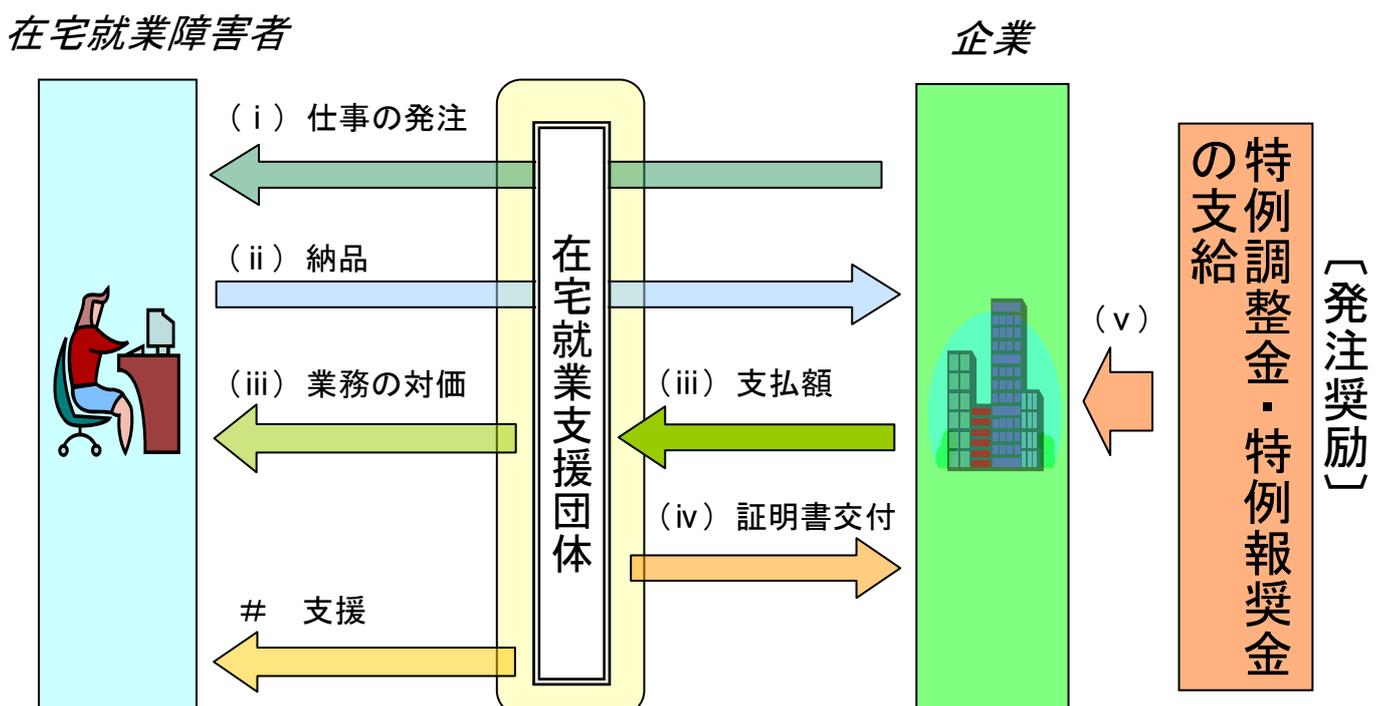
在宅就業支援団体は、納品されたホームページの内容を確認し、必要な修正等を行った後、発注元企業に対して完成したホームページを納品します。

(iii) 在宅就業支援団体は、発注元企業から受けた支払額から、在宅就業障害者に業務の対価（仕事の報酬）を支払います。

(iv) 在宅就業支援団体は、発注元企業に対して、在宅就業障害者に支払った業務の対価等を記した証明書を交付します。

(v) (iv) の証明書を基に、在宅就業障害者が受け取った業務の対価の金額に応じて、事業主に特例調整金・特例報奨金の支給が行われます。

上記のほか、在宅就業支援団体は、在宅就業障害者に対して職業講習、就職援助等の支援を行います。



- 企業から受けたホームページ作成等のIT関連の業務の提供のほか、物品の製造・サービスの提供等の業務が対象となります。
- 授産施設等の福祉施設や作業所についても、在宅就業支援の業務を継続的に行う等の要件を満たし在宅就業支援団体として登録された場合には、発注奨励策の対象となります。

◎特例調整金・特例報奨金の金額について

- 事業主に支給される特例調整金・特例報奨金の金額については、以下のように障害者雇用調整金等との均衡を踏まえて設定する予定です。

具体的な金額等の設定は、多くの企業、多くの障害者の方々に利用していただけるものとなるよう、今後、政令・厚生労働省令において規定します。

障害者雇用調整金	特例調整金※（イメージ）
法定雇用障害者数を超えて 障害者を一人雇用する	例えば 400 万円の発注を行う （雇用 1 人分に相当する発注額）
↓	↓
障害者雇用調整金の額は 1 月当 たり 27,000 円なので、 <u>年間 32.4 万円</u> を支給	例えば、特例調整金の額を 1 月当 たり 14,000 円（*）とした場合、 <u>年間 16.8 万円</u> を支給

（*）障害者雇用調整金との均衡を踏まえ、今後決定します。

※ 法定雇用率未達成企業（常用労働者 301 人以上）については、特例調整金の額に応じて障害者雇用納付金が減額されます。

※ 特例調整金・特例報奨金については、発注元企業が自ら雇用している身体・知的・精神障害者である労働者数に応じた支給限度額が設定されます。

障害者福祉施策との有機的な連携

- 障害保健福祉の分野では、授産施設等の福祉施設や作業所を機能別に再編成することにより、福祉的就労から一般雇用への移行を促進する改革を行うこととしています。
- 障害者雇用の分野においても、障害保健福祉施策と連携を図りながら就職支援等の支援を行うことにより、一般雇用への移行を促進するための施策を講じることとしています。

地域障害者就労支援事業の創設（平成 17 年度より実施）

ハローワークが福祉施設等と連携して、就職を希望する個々の障害者に応じた支援計画に基づき、一貫して就職支援を行うモデル事業を実施。

（平成 17 年度：全国 10 ヶ所）

ジョブコーチ助成金制度の創設（平成 17 年 10 月施行）

福祉施設がノウハウを活かしてより効果的な職場適応援助を行うために、現行制度を見直し、新たにジョブコーチ助成金制度を創設。

障害者就業・生活支援センター事業の拡充

就業面・生活面からの一体的な支援（就業・生活両面にわたる相談・助言、職業準備訓練・職場実習のあっせん、関係機関との連絡調整）を行う障害者就業・生活支援センターを増設。

（平成 16 年度：80 センター → 平成 17 年度：90 センター）

社会福祉法人等を活用した多様な委託訓練の実施

障害者の一般就労への移行支援に取り組んでいる社会福祉法人等に委託して、就職の促進を図る。

（参考）障害保健福祉分野における施設体系・事業体系の見直し

【現行制度】

【改正案】

